

重要

事務連絡
平成 27 年 8 月 31 日

介護サービス事業所等開設者 様

佐賀県国民健康保険団体連合会
情報・介護課長

平成 27 年 8 月介護報酬改定等に係る介護給付費の請求について（通知）

平成 27 年 8 月から、介護保険の一定以上所得者の利用者負担割合の見直し（いわゆる二割負担）が開始されます。

請求明細書の「給付率」に誤りがあった場合は返戻となりますので、「介護保険負担割合証」を必ず確認してください。

また、介護老人福祉施設における多床室の基準費用額について、下記のとおり変更となります。つきましては、9 月以降の請求に際して、十分ご注意ください。

記

該当サービス：

サービス種類	サービス項目
・ 21：短期入所生活介護 ・ 24：介護予防短期入所生活介護 ・ 51：介護福祉施設サービス ・ 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	多床室の居住費

改定内容：

特定入所者介護（介護予防）サービス費は、基準費用額と負担限度額（第 1 段階 0 円、第 2・第 3 段階は 370 円）の差額を請求するものです。負担限度額は変わりませんが、基準費用額が上がることで、利用者負担第 1 段階の請求だけでなく、今まで請求のなかった利用者負担第 2・第 3 段階の請求も発生しますのでご注意ください。

基準費用額	平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月以降
特養の多床室	370 円	840 円

注：今回の改定は平成 27 年 4 月の 320 円→370 円とは別です。

担当：情報・介護課介護保険係
電話：0952-26-4302